

令和5年
4月から

利用補助が変わります!

宿泊補助

組 被

R5.3.31 利用分まで	
にぎたつ会館	指定宿泊施設
1人1泊につき 2,500円	1人1泊につき 2,000円
回数制限なし	



R5.4.1 利用分から	
にぎたつ会館	指定宿泊施設
1人1泊につき 上限3,000円	1人1泊につき 2,000円
回数制限あり（年度内に12泊まで）※	

※にぎたつ会館と指定宿泊施設を合算

会食補助

組 被

配・親

R5.3.31 利用分まで		
通常会食	弁当	ビアホール
1人1回5,700円以上（税・サ込）の料理を利用した場合、1人1回あたり3,000円	利用料金の1/2 上限1個あたり3,000円 下限1個あたり400円	にぎたつ会館で開催するビアホールについて 1人あたり1,000円
回数制限なし		



R5.4.1 利用分から		
通常会食	弁当	ビアホール
1人1回6,000円以上 （税・サ込）の料理を利用した場合、 1人1回あたり2,000円	利用料金の1/2 上限1個あたり2,000円 下限1個あたり700円	にぎたつ会館で開催するビアホールについて 1人あたり2,000円
回数制限あり（年度内に12回まで）※		

※通常会食・弁当・ビアホールを合算

利用方法

年度の途中で利用方法が変更になりますのでご注意ください。



【令和5年4月1日から令和5年6月30日まで】

〈にぎたつ会館利用での利用〉 ※令和4年度と同様

ご宿泊・・・チェックインカードに所属所・組合員番号の記入又は名簿の提出

ご宴会等・・・名簿の提出

【令和5年7月1日以降】

愛媛支部が発行する宿泊又は会食利用補助券を各施設の窓口提出する。（利用補助券については令和5年6月下旬に各所属所へ配布。）利用補助券を紛失した場合は、再発行されませんのでご注意ください。

詳細は、公立学校共済組合愛媛支部からの令和5年4月1日付公立媛第291号「公立学校共済組合道後宿泊所「にぎたつ会館」利用補助事業の実施について」をご覧ください。

慶弔行事利用補助

（変更なし）

利用金額の3分の1

※上限1回当たり20,000円まで

対象者マーク

組

組合員

被

被扶養者

配・親

被扶養者でない配偶者
同居の両親

補助適用例



職場の歓迎会 ⇒ **会食補助券 1 枚使用**
 飲み会のあとは・・・
 「とくとくプラン」 ⇒ **宿泊補助券 1 枚使用**



GWは地元で湯ったり
 「にぎたつ会館」へ！ ⇒ (組合員1人+被扶養者3名) × 1泊
 会食補助対象夕食 (6,000円) 付きプラン × 2名 ⇒ **宿泊補助券 4 枚使用**
 ⇒ **会食補助券 2 枚使用**

(例) 旬彩「嬢」プラン (12,800円) × 1名	合計額	38,800円
たへ鯛プラン (12,800円) × 1名	→ 宿泊補助 (4枚)	-12,000円
小学生2食付 (6,600円) × 2名	会食補助 (2枚)	-4,000円
	支払額	22,800円

被扶養者等の利用も回数に通算されます。

「にぎたつ会館」で会議
 レストランはなみずきで昼食 ⇒ **会食補助券 1 枚使用**
 ‘にぎたつランチ’ 1,400円⇒700円 (要予約)




残業で遅くなる(；▽；) 「とくとくプラン」
 ↓
宿泊補助券 1 枚使用



長寿祝いや誕生会など
 ↓
慶弔補助利用は回数に通算しない。

夏休みに家族旅行
 「ホテルライフオート札幌」へ
 (公立学校共済組合札幌宿泊所)
 ↓
宿泊補助券 4 枚使用 (組合員1人+被扶養者3名) × 1泊



指定宿泊施設の利用も宿泊補助の回数に通算されます。

運動会
 職場でお昼のお弁当を注文 ⇒ **会食補助券 1 枚使用**
 運動会の打ち上げ ⇒ **会食補助券 1 枚使用**




職場の忘年会 ⇒ **会食補助券 1 枚使用**
 飲み会のあとは・・・
 「とくとくプラン」 ⇒ **宿泊補助券 1 枚使用**

**補助使用
通算**

宿泊補助券 1 枚使用	会食補助券 7 枚使用
↓	↓
宿泊補助 残 1 回	会食補助 残 5 回

補助回数
 年度内
宿泊 1 2泊
会食 1 2回